

令和7年5月8日

建築物清掃業・建築物環境衛生総合管理業
登録事業所事業主各位

公益社団法人広島ビルメンテナンス協会
会 長 杉 川 聡
(公印省略)

清掃作業従事者研修実施報告について（通知）

ご承知のとおり、「清掃作業従事者研修（以下「従事者研修」という）」の実施は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の規定により、建築物清掃業（第1号業種）及び建築物環境衛生総合管理業（第8号業種）の登録事業者に課せられた責務となっております。

また、事業者は、登録 又は 更新時に関係行政機関へ報告する「従事者研修」の実施状況に関する書類として、指定団体が証明した「清掃作業従事者研修実施状況報告（以下「実施状況報告」という）」が従事者要件の審査に活用できることとなっております。（厚生労働省健康局生活衛生課長通知（平成16年3月31日））

指定団体は、「実施状況報告」を発行する際、指定団体が実施する指導者講習を修了した者によって、従事者研修が適正に実施されたと認められることを確認しております。（別紙2フロー図参照）

当協会では、この「従事者研修」が法定教育として位置付けられているだけでなく、作業従事者の資質の向上を図り、すべての清掃業務の品質の安定へつなげ、建築物を利用する多くの人々に快適な環境を提供するという重要な意義があることを踏まえ、実施状況報告の確認・証明については、毎年聴き取りにより精査したうえで証明しております。

ついては、「実施状況報告」の際には、別紙1等をご一読の上、報告されますよう、通知します。

なお、報告内容が不十分なことで証明することができなかった登録事業所においては、登録の更新時に影響を及ぼす恐れがあることも併せて通知します。

＜清掃作業従事者研修実施報告における注意事項＞

清掃作業従事者研修実施報告の際は、以下の点に留意し、ご報告されますようお願いいたします。

なお、提出物 2、3、5（下記）の様式は任意のもので構いません。

また、当協会が推奨する様式は、別紙 3・4（※ 1）としております。

※ 1 別紙 3・4 は、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業登録について」の一部改正（平成 25 年 1 月 21 日付け厚生労働省健康局生活衛生課長通知 次のとおり）に対応したものとされています。

様式は、当協会ホームページ（<http://www.hbma.or.jp>）からダウンロードできます。

「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の一部改正について

概要

平成 14 年 3 月 26 日付け厚生労働省健康局生活衛生課長通知「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」に定められる登録基準の留意事項のうち、従事者の研修に係る内容の一部改正となります。

ポイント

- ・作業に従事する者全員が 1 年に 1 回以上研修を受講できる体制であること。
 - ・従事者全員を一度に研修することが困難である場合は、数回に分けても可。
 - ・研修の時間は、従事者に十分理解されるものであること。
 - ・研修の内容は、最新の知見を踏まえ、受講者の技能に応じたものであること。（追加事項）
- 改正通知には、従事者研修を計画するに当たって参考となるカリキュラム例（別紙のとおり）が記載されています。

1. 清掃作業従事者研修実施状況報告（計画）

原紙（様式 6－1）は、毎年 5 月中旬を目処に指導者講習 及び 証明実施案内とともに発送します。

2. 清掃作業従事者研修計画書（兼）報告書（統括）

総括的な報告書を指します。（別紙 3 の内容を充たしたもの）

3. 清掃作業従事者研修報告書（兼）報告書（詳細）

日時、場所、指導者責任者名、指導実施者名、受講者名、受講者の押印、カリキュラム、課目ごとの研修時間、使用教材名を含む詳細な報告書を指します。（別紙 4 の内容を充たしたもの）

予定した研修日に、何らかの理由で研修が受講できなかった従事者へは補講を行うこととしてください。

4. 清掃作業従事者研修指導者認定書（写し）

清掃作業従事者研修実施状況報告に記入されている指導者の認定書（有効期間内）の写し。

5. 研修風景写真 2 葉以上

日付入りで、可能な限り指導者 及び 受講者が写っているもの。
作業風景写真だけでは認めません。

◆フロー図

